

奈良県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、白川溜池土地改良区連合の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区連合から届出があった。

令和五年六月二日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉本 利郎	天理市櫛本町二三八八
〃	吉本 昭藏	〃 二九八五一一
〃	吉村 康一	大和郡山市石川町五六一
〃	東口 義巳	〃 白土町六〇六
〃	宮城 邦彦	〃 発志院町一二七
〃	森 康好	〃 横田町八三二
〃	西田 英雄	〃 櫛枝町二三二
〃	植松 忠司	〃 新庄町三六二
監事	橋下 勝彦	〃 横田町七三四―二
〃	奥田 昌弘	〃 中城町三〇八
〃	西城 賢	天理市櫛本町八九九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	奥村 治男	天理市櫛本町八三五
〃	巽 始	〃 七一一
〃	東口 義巳	大和郡山市白土町六〇六
〃	吉村 康一	〃 石川町五六一
〃	城 敬治	〃 発志院町一二二―三
〃	奥 隆至	〃 横田町八四六
〃	岡田 清治	〃 〃 一二六九
〃	乾 貞夫	〃 新庄町二三五
監事	池田 純治	天理市櫛本町六三七
〃	帯田 節男	大和郡山市中城町二九七
〃	浅井 宏章	〃 櫛枝町一一九

”

山口 芳嗣

天理市蔵之庄町二三五